平成２６年（フ）第１７１１号
愛知県半田市宮本町２丁目55番地
債務者　榊原　義昭
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　亀村　恭平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月９日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７６号
神奈川県横須賀市池上３丁目６番Ａ―107号
債務者　宮川　高幸
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松岡　義久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第７７号
神奈川県横須賀市衣笠町16番12号　山崎方
債務者　宮川　保
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松岡　義久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第６３６号
横浜市旭区上白根町891番地　西ひかりが丘団地17街区５棟501号
債務者　吉原　孝信
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　英男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月31日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４１号
岐阜県加茂郡坂祝町深萱390番地
債務者　佐々木　力
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　賢二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第９９号
札幌市北区北７条西９丁目15番地　北大公務員宿舎第２中央102号
債務者　奈良　正彦
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２７０号
札幌市東区北19条東13丁目６番12―205号
債務者　渡辺　淳一
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２９４号
札幌市西区八軒４条西２丁目３番15号　αＮＥＸＴ八軒205号
債務者　山本　修
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３８４号
札幌市北区篠路３条１丁目４番２号
債務者　有馬　敬子（旧姓永浦・岩脇）
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４４６号
札幌市中央区南９条西４丁目３番15―604号
債務者　伊藤　巴（旧姓鶴嶋）
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４６８号
札幌市西区八軒６条東１丁目３番15号
債務者　馬上　勇輝
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４６９号
札幌市西区八軒６条東１丁目３番15号
債務者　馬上　綾ノ
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５１１号
札幌市豊平区西岡１条４丁目２番35号
債務者　吉田　理恵（旧姓向井）
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５４４号
札幌市白石区栄通17丁目７番10号　第３キャプテンハイツ204号
債務者　竹内由美子
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５５６号
札幌市東区北28条東13丁目２番11号　コスモハイツ元町201号
債務者　緒方　幹子
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５６５号
北海道恵庭市黄金南２丁目４番地15
債務者　菅川　晶夫
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５９８号
札幌市手稲区前田10条12丁目１番22号　メゾンド赤坂101号
債務者　大橋　美子（旧姓一柳）
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部